

処分基準整理票

処分の内容	協定の認可の取消し		
根拠法令 及び条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （協定の認可の取消し） 第十八条の十一 市町村長は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第十八条の五第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 （協定の認可） 第十八条の五 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 協定区域（協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。）が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 【その他の基準となる法令・通知等】 ○農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について （平成12年4月1日12構改C第261号）		
	処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。